

各介護事業所 施設長 様

島根県健康福祉部高齢者福祉課

抗原簡易キットの社会福祉施設等への配布希望調査について（照会）

この度、県内の高齢者施設や障がい者施設等において、感染者を早期に発見し、感染拡大やクラスター発生を防止することを目的として、無料で検査キットを配布します。

配布を「希望される」場合は、別添リーフレットを参考に、ご希望数量をインターネットからお申し込みください。

【留意点】

1. 対象施設

- ・入所系・通所系・訪問系の高齢者施設

2. 申込み可能な数量

- ・施設の従業者数を対象に、週3回×3ヶ月間実施分を上限

3. 実施報告

- ・検査を実施した場合、毎週利用実績を報告

報告先 URL： <https://apps.icitycloud.jp/s/99c11h/appsv/forms/?access=report>

4. その他

- ・申込み・実施報告とも、インターネットのみとなります。

- ・令和4年11月22日から申込み開始、12月11日までの申込みを優先して配布します。

申込先 URL： 別添リーフレット参照

5. 島根県ホームページ掲載先

トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険【事業者向け】 > 法令・制度

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/low/

新型コロナウイルス感染症に関する県からのお知らせ

- 厚生労働省より配布される抗原簡易キット及び面会に関する通知

抗原簡易キットの社会福祉施設等への配布希望調査について（照会）

問合せ先

島根県感染症対策室

TEL:0852-22-5254

島根県高齢者福祉課

TEL:0852-22-6695、5235

新型コロナウイルス感染症の検査キットを配布いたします（無料）

新型コロナウイルス感染症では、一定の割合で、無症状の感染者が存在することが知られています。地域で感染拡大すると、感染したことを知らずに勤務することで、職場内に広げるリスクが高まります。

そこで、県内の高齢者施設や障がい者施設等において、感染者を早期に発見し、感染拡大やクラスター発生を防止することを目的として、**無料で**キットを配布します。

以下を参考に、ご希望数量をインターネットからお申し込み下さい。

申込先 URL（令和4年11月22日から申込開始、12月11日までの申込みを優先して配布）

ユーザ登録 <https://apps.icitycloud.jp/s/99cl1h/apps/users/agreement>



申込み <https://apps.icitycloud.jp/s/99cl1h/apps/forms/?access=application>



地域等で感染拡大が疑われる際に集中的・定期的に検査を行って下さい。

従業員を検査対象として、週2～3回の頻度で2～3ヶ月間行っていただくことを想定しています。新規入所者等を対象としても差し支えありません。なお、濃厚接触者となった従業員の待機期間の早期解除のため役立てることも可能とします。

検査を実施した際は、毎週利用実績を報告いただきます。報告はインターネットからお願いします。

報告先 URL <https://apps.icitycloud.jp/s/99cl1h/apps/forms/?access=report>



申し込みめる数量

施設の従業員数を対象に、週3回の頻度で3ヶ月間実施いただく数量までお申し込み可能です。

例：従業員数100名の事業所の場合

100名×3回×12週（1ヶ月は4週間とします）= 3,600回分

※申し込み多数の場合、数量を調整させていただく場合があります。

申し込み対象施設

- 入所系の高齢者施設、障がい者施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障がい者支援施設等）
- 介護や障がい分野における通所系や訪問系の事業所
- 病院、診療所
- 認可保育所、認証保育所、認定こども園、小規模保育等の保育施設、学童クラブ、幼稚園等（公立・私立）、小学校（公立・私立）、義務教育学校、特別支援学校
- 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所、女性相談センター一時保護所、救護施設

検査キット申し込みから実施までの流れ

Web ページでユーザ登録を行います。

(ID とパスワードは忘れないよう保管下さい)



ユーザ登録後、申込みの Web ページで検査キットを申し込みます。



申込時の住所あてに検査キットが配送されます。

(申込順に順次発送します、申込み状況によっては年明けの配送となる場合があります)



各施設で検査キットを保管いただき、感染拡大時等に検査を実施します。

(2~3 ヶ月の間、毎週実施)



検査実施時は、毎週、実施報告を Web で行っていただきます。



注意事項

- 申込み方法はインターネットのみです。電話・FAX 等では受け付けておりません。
- 検査の実施時期については、地域あるいは自施設での感染者数が増えてきた際を目安としていただき、各施設でご判断下さい。
- 検査キットが余った場合は、各施設でご利用下さい。返却の必要はありません。
- 検査結果が陽性の方については、従来どおり以下のようにご対応下さい。

①発熱等の症状がある場合

- ・ かかりつけ医等の医療機関に事前連絡のうえ、受診すること
- ・ 連絡する際には、抗原定性検査キットで陽性になったことを伝えること
- ・ かかりつけ医がないなど相談先に迷う場合には、健康相談コールセンターへ電話で相談すること。

②症状がない場合

- ・ 健康相談コールセンターへ電話で相談すること

管轄保健所	お住まいの市町村	専用電話番号
松江市・島根県 共同設置松江保健所	松江市、安来市	0852-33-7638
雲南保健所	雲南市、奥出雲町、飯南町	0854-47-7777
出雲保健所	出雲市	0853-24-7017
県央保健所	大田市、川本町、美郷町、邑南町	0854-84-9810
浜田保健所	浜田市、江津市	0855-29-5967
益田保健所	益田市、津和野町、吉賀町	0856-25-7011
隠岐保健所	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	08512-2-9900